

八 攻擊的兵器と防衛的兵器

憲法上保有することが許される兵器の範囲を論ずる際に用いられる用語である。ICBM、長距離爆撃機等の性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器は、いわゆる攻撃的兵器であって、これを保有することは、自衛のための必要最小限度の範囲を超えることになるから、いかなる場合にも許されないと解されている。これに対し、それ以外の兵器は、その性能上は自衛権の限界内の行動（防衛的）にも、自衛権の限界を超える行動（攻撃的）にも使えるものが大部分であり、その保有が憲法上直ちに許されないということにはならない。いわゆる攻撃的兵器以外の兵器であっても、それを保有することにより、我が國の保持する実力の全体が自衛のための必要最小限度を超えることとなつてはならないことは当然である。なお、前記の攻撃的兵器に対して、高射砲など、国土防衛にしか使うことができない兵器を防衛的兵器とうことがある。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭四四・一一・五
高辻内閣法制局長官 答弁〕

○高辻政府委員 . . . わが国の生存、国民の生存と安全を保持するという正当な目的を達成する限度をこえる兵器は、わが憲法がその保持を禁止するものと考えるべきであるし、これが攻撃的というようなことばで出ておったものと私は思いますが、わが国民の生存と安全を保持するという正当な目的を達成する限度を

「える」ことがない兵器は、わが憲法がその保持を禁止するものとは考えられないというのが、· · · ほんとうの考え方である。その場合に、一方のものを攻撃的といい、一方のものを防御的というような表現を使つたことがあるかもしれません、その本意はいま申したとおりでございます。

〔衆・予算委 昭五三・一・一三〕
伊藤防衛厅防衛局長 答弁

○伊藤(圭) 政府委員 · · · 攻撃的兵器、防御的兵器というのが、それぞれについて画然と分かれるということはなかなかないわけでございます。しかしながら、その中でも特に純粹に国土を守るために、たとえば以前でございましたと高射砲、現在で申しますとナイキとかホーク、そういうものは純粹に国土を守る防御用兵器であろうと思ひますし、また ICBM とかあるいは IRBM、中距離弾道弾あるいは B52 のような長距離爆撃機、こういうものは直接相手に攻撃を加え壊滅的な打撃を与える兵器でございますので、こういったものはいわゆる攻撃的兵器というふうに考えておるわけでござります。

〔衆・内閣委 昭五六・五・七〕
味村内閣法制局第一部長 答弁

○味村政府委員 · · · 他国に対する攻撃的な兵器、自衛のためでない兵器は持てないといつゝことは当然でございます。 · · ·

○味村政府委員 · · · 個々の兵器につきましては、ある兵器は防御的機能も持ちますし攻撃的機能も持つております。そういったように個々の兵器につきまして、これが憲法上可能かどうかということを判断することは非常に困難な場合がございますが、 · · · 「専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵

器」につきまして、答弁書においてこれは保持できないことは憲法上明らかでございますので、これを例に挙げた次第でござります。

〔参・予算委 昭六三・四・一
味村内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（味村治君）……性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を自衛隊が保有するということは、これによりまして我が国が保持する実力が直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなりますから、そういう兵器の保持は憲法によって許されないというふうに解釈しているところでございまして、これは從来から一貫いたしまして当局、……が答弁をしているところでござります。

……從来政府側の答弁といたしまして、憲法上保有することができない兵器といたしまして、他国に侵略的攻撃的脅威を与える、侵略的脅威を与えるとか攻撃的脅威を与える、こういう表現を用いているものがございますが、それは結局、基本的には私が先ほど申し上げましたと同じ考え方によるものでございまして、そういう兵器を保持するということになりますと、自衛のための必要最小限度の範囲を超えることになる、そういう兵器について説明のしぶりでございまして、その趣旨は同じことを言っているものというふうに考えております。……

〔参・予算委 昭六三・四・六
瓦防衛庁長官 答弁〕

○瓦國務大臣……政府が從来から申し上げているとおり、憲法第九条第二項で我が国が保持することが

禁じられている戦力とは、自衛のための必要最小限度の実力を超えるものを指すと解されるところであり、同項の戦力に当たるか否かは、我が国が保持する全体の実力についての問題であって、自衛隊の保有する個々の兵器については、これを保有することにより我が国の保持する実力の全体が右の限度を超えることとなるか否かによって、その保有の可否が決せられるものであります。

しかしながら、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるから、いかなる場合にも許されず、したがって、例えば ICBM、長距離核戦略爆撃機・・・長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母を自衛隊が保有することは許されず、このことは累次申し上げてきているところであります。